

西武台高等学校学則

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、中学校における教育の基礎の上に心身の発達に応じて高等普通教育を施すことを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本校は、西武台高等学校という。

(位 置)

第 3 条 本校は、埼玉県新座市中野二丁目9番1号に置く。

第2章 課程の組織及び収容定員

(課 程)

第 4 条 本校の課程及び収容定員は、次のとおりとする。

全日制課程

普 通 科 1,500名 (男女)

第3章 修業年限、学年、学期及び休業日等

(修業年限)

第 5 条 本校の修業年限は、次のとおりとする。

全日制課程 3年

(学 年)

第 6 条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第 7 条 学年を分けて、次の3学期とする。

第1学期 4月1日から 8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から 3月31日まで

(休業日、臨時授業及び臨時休業)

第 8 条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日 曜 日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 夏季休業 7月21日から 8月31日まで

(4) 冬季休業 12月25日から 1月 7日まで

(5) 学年末休業 3月25日から 3月31日まで

(6) 春季休業 4月 1日から 4月 7日まで

(7) 創立記念日 9月18日

(8) 埼玉県民の日 11月14日

(9) 毎月第2土曜日及び第4土曜日

2. 前項に掲げる休業日においても、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、臨時に授業を行うことがある。
3. 非常災害その他急迫の事情があるときもしくは教育の実施上特別の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第4章 入学、退学、転学、休学及び留学等

(入学資格)

第9条 本校に入学することができるものは、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における9年の課程を修了した者
- (3) 文部大臣の指定した者
- (4) 本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(転入学及び編入学資格)

第10条 第2学年以上の転入学することができる者は、前条に規定する資格を有し、かつ、前各学年の課程を修了した者とする。

2. 第2学年以上に編入学することができる者は、相当年齢に達し、前各学年の課程を修了したと同等以上の学力があると認められる者とする。

(入学許可)

第11条 入学の許可は、選考の上校長がこれを行う。

(出願手続)

第12条 入学を希望する者は、本校所定の入学願書等その他必要書類に入学検定料をそえ、願い出なければならない。

(入学手続)

第13条 入学を許可された者は、すみやかに本校所定の書類に入学金をそえて提出しなければならない。

2. 前項に定める手続きが所定の期日までに行われなるときは、入学の許可を取り消すことがある。

(転学)

第14条 他の高等学校から本校に転学を希望する生徒があるときは、欠員がある場合に限り選考の上転学を許可することができる。

2. 生徒が、他の高等学校へ転学しようとするときは、保護者は、所定の書類にその理由を明記し、願い出て許可を受けなければならない。

(退学)

第15条 退学しようとする者は、本校所定の書類にその理由を明記し、保護者保証人連署の上、願い出て、許可を受けなければいけない。

(欠席・休学)

第16条 生徒が病気その他やむを得ない理由により欠席するときは、保護者は、その理由を明記し、届け出なければならない。

2. 生徒が、病気その他やむを得ない理由により90日以上出席することができないときは、保護者は、所定の書類にその理由を明記し、医師の診断書等をそえ願い出て校

長の許可を受けなければならない。

(復学)

第 17 条 前条第 2 項の規定により休学中の生徒が復学しようとするときは、保護者は所定の書類にその事情を明記し、医師の診断書等をそえ願い出て校長の許可を受けなければならない。

(留学)

第 18 条 生徒が外国の高等学校に留学しようとするときは、その事由を明記し保護者と保証人が連署の上校長に願い出て許可を受けなければならない。

2. 前項により留学を願い出たときは、校長は、教育上有益と認める場合には留学を許可することができる。

3. 留学中の生徒が復学しようとするときは、その事由を明記し保護者と保証人が連署の上、校長に願い出て許可を受けなければならない。

4. 校長は、第 22 条及び第 23 条の規定にかかわらず前項により復学を許可された生徒について外国の高等学校における履修を本校における履修とみなし、30 単位を超えない範囲で、単位の履修を認定することがある。

5. 校長は、前項の規定により単位の修得を認定した生徒について、第 6 条に規定する学年の課程の修了、または卒業を認めることがある。

(出席停止)

第 19 条 生徒が伝染病にかかり又はそのおそれのあるとき、その他必要があると認めるときは、その生徒に対し出席停止を命ずることがある。

(忌引)

第 20 条 生徒が親族の死亡により忌引休みを願い出たときは、これを許可することがある。

(身上事項の異動の届出)

第 21 条 生徒及び保護者の氏名、住所の変更等身上事項について異動があったときは、すみやかに届け出なければならない。

第 5 章 教育課程、学年の課程修了の認定及び卒業等

(教育課程)

第 22 条 本校の教育課程は、教科並びに各教科以外の特別教育活動及び学校行事等により編成し、その教科、科目及び単位数は、別表のとおりとする。

(課程修了の認定)

第 23 条 各学年の課程の修了は、生徒の平素の成績を評価し、学年末において認定する。

(卒業)

第 24 条 本校所定の全課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

(原級留置)

第 25 条 生徒のうちで当該学年における所定の教育課程を修了することができなかった者について教育上必要があるときは、原級に留め置くことができる。

第6章 職員組織

(職員組織)

第 26 条 本校に次の職員を置く。

- | | |
|------------|-------|
| (1) 校長 | 1名 |
| (2) 副校長 | 1名 |
| (3) 教頭 | 1名～2名 |
| (4) 教諭 | 60名 |
| (5) 養護教諭 | 1名～2名 |
| (6) 司書教諭 | 1名 |
| (7) 実習助手 | 2名 |
| (8) 講師 | 若干名 |
| (9) 事務職員 | 8名 |
| (10) 学校医 | 4名 |
| (11) 学校歯科医 | 1名 |
| (12) 学校薬剤師 | 1名 |
| (13) 学校作業員 | 若干名 |

2. 校長は、校務を総括し、所属職員を監督する。
3. 副校長は、校長を補佐し、校長に事故あるときはその職務を代理し、校長が欠けたときは、その職務を行う第1順位とする。
ただし、学校運営上、副校長を置かないことができる。
4. 教頭は、校長を補佐し、校務を整理する。
5. 職員の校務分掌は、校長が別に定める。

第7章 授業料、入学金、施設設備金、施設整備管理費及び入学検定料

(授業料、入学金、施設設備金、施設整備管理費及び入学検定料)

第 27 条 本校の授業料、入学金、施設設備金、施設整備管理費及び入学検定料は、次のとおりとする。

区分	金額	区分	金額
授業料(月額)	23,000円	入学検定料	21,000円
入学金	250,000円	施設整備管理費(月額)	9,500円
施設設備金	80,000円		

ただし、授業料については、別に定めるところにより、その全部又は一部を免除することができる。

2. 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず授業料を所定の期日までに納入しなければならない。
3. 生徒が休学したときは、前項の規定にかかわらずその始期の属する月の翌月から授業料を免除することがある。
4. 正当な理由がなく、かつ、所定の手続きを行わずに授業料を、3月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは、出校停止または退学を命ずることがある。
5. すでに納入した授業料、入学金、施設設備金、施設整備管理費及び入学検定料は返

還しない。

ただし、特別の事情がある場合は、その全部又は一部を返還する。

第8章 賞 罰

(ほう賞)

第 28 条 成績、性行ともにすぐれ他の模範となる者及び皆勤者及び生徒会活動、クラブ活動に特に功績のあった者は、ほう賞することがある。

(懲戒)

第 29 条 生徒が学則その他本校の定める諸規則を守らずその本分にもとる行為のあったときは、懲戒処分を行う。

2. 懲戒は、戒告、謹慎、停学及び退学とし、校長がこれを行う。

3. 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
- (3) 正当の理由なくして出席が常でないもの。
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。

第9章 雑 則

(雑 則)

第 30 条 この学則の施行に関し、必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

※第22条の別表（教育課程表）を変更する。